

九州歴史資料館ポスター広告掲出実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、九州歴史資料館（以下「館」という。）が管理する施設内にポスター広告（以下「広告」という。）を掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲出基準）

第2条 広告の掲出基準については、福岡県教育委員会広告取扱基準によるものとする。

（広告の掲出場所、規格等）

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、枠数及び位置は、別表に定める。

（広告の掲出期間）

第4条 広告を掲出する期間は、原則として月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲出の申し込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲出期間とすることができる。

（広告掲出希望者の募集）

第5条 広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の募集は、館のホームページにより公募するものとし、先着順で受け付ける。

（広告掲出希望者の申込み）

第6条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（様式第1号）及び広告の素案を添付し、館に提出するものとする。

（広告主の決定）

第7条 館は、広告掲出申込書に記載された内容が、第2条の規定に基づき、掲出する広告として適当であると認めるものを広告主として決定する。

（広告の決定通知）

第8条 館は、広告を決定したときは、「広告掲出決定通知書（様式第2号）」又は「広告不掲出決定通知書（様式第3号）」により、当該広告掲出希望者に通知するものとする。

（広告掲出の使用許可申請）

第9条 第8条により広告掲出の決定を受けた広告主は、行政財産使用許可申請書（様式第159号（福岡県財務規則（以下、「規則」という。）第216条））に必要な添付書類を

添えて、福岡県教育委員会に提出しなければならない。

（広告掲出の使用許可）

第10条 福岡県教育委員会は、使用を許可するときは、行政財産使用許可書（様式第163号その1（規則第220条））を交付するものとする。

（広告掲出の使用料）

第11条 広告掲出の使用料は、別表に定める額とする。なお、広告掲出にあたり新たに電気料等の諸設備経費が発生する場合は、広告主の負担とする。この場合の負担額は、別に指示する。

（使用料の納入等）

第12条 使用料は、館が発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

2 納入した使用料は原則として返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、館は、広告主の責めによらない理由により行政財産を使用できなくなったときは、当該期間に対応する額を還付することができる。

（広告掲出の使用許可取消し）

第13条 館は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

（1）使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

（2）許可条件に違反したとき。

（3）広告主が虚偽の申請を行い、使用許可を受けたとき。

（4）広告主（法人又は法人格を有しない団体にあつては、その役員（法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。）及び使用人）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると判明したとき。

（5）広告主が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。

（6）掲出中の広告が福岡県教育委員会広告取扱基準第3条各号及び第4条各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると判明したとき。

（7）第16条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

（広告の作成、設置、撤去）

第14条 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

2 広告の設置及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、

館が行うこともできる。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲出に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関する問い合わせ及び苦情については、広告主の責任において対応するとともに、広告に問い合わせ先を明記するものとする。

(広告内容の修正)

第16条 館は、必要に応じて、広告主に対し、広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告の変更)

第17条 広告主は、使用許可期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定より広告を変更しようとする場合は、館にあらかじめ協議するものとし、第14条第1項及び第2項の規定に準じて、広告の作成・設置・撤去を行うものとする。

(広告掲出の使用許可取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、使用許可を取り下げることができる。

2 前項の規定により使用許可を取り下げるときは、広告主は、書面により館に申し出なければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館が別に定める。

別表

場所	規格	種類	枠数	位置	使用料（月額）
九州歴史資料館 エントランス横 飲食スペース	B 2 判まで 縦 (515 mm×728 mm)	ポスター	1 枠	館が設置した フレーム	1,826 円

様式第 1 号

年 月 日

九州歴史資料館長 殿

広告掲出申込書

九州歴史資料館が募集する下記の場所に広告を掲出したいので、九州歴史資料館ポスター広告掲出実施要領第 6 条に基づき、次のとおり申し込みます。

申込者 所在地（住所）		〒
名称（氏名）		
代表者職氏名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	E-MAIL	
広告掲出希望期間		年 月 日から 年 月 日まで
広告の内容		

(注)

- 1 1 枠・月単位での申込みとなります。
- 2 広告の内容は、概要を記載するとともに、ポスターの素案を提出してください。
- 3 広告の内容がポスター広告としてふさわしくない場合は、変更又は修正をお願いする場合があります。また、変更又は修正に従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。
- 4 広告の掲出場所を変更していただく場合があります。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

九州歴史資料館長

広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたポスター広告については、掲出することに決定しましたので、九州歴史資料館ポスター広告掲出実施要領第8条の規定に基づき通知します。

つきましては、下記の書類を 年 月 日までに提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第159号（福岡県財務規則第216条））
- (2) 使用場所の図面
- (3) 定款、規約等
- (4) 役員一覧（役職・氏名・フリガナ・生年月日・性別の記載は必須であること。）
- (5) ポスターの原稿（素案から変更又は修正がない場合は除く。）

様式第3号

第 号
年 月 日

様

九州歴史資料館長

広告不掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたポスター広告については、掲出しないことに決定しましたので、九州歴史資料館ポスター広告掲出実施要領第8条の規定に基づき通知します。

記

掲出しないこととした理由